

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示)

〔会計方針の変更〕

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)が平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度よりこれらの会計基準等を適用し、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上した。また、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上したことに伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減している。また、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の期首のその他の包括利益累計額が28,773百万円増加し、利益剰余金が18,822百万円増加している。また、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ512百万円減少している。

〔会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更〕

特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法の変更及び資産除去債務の金額の算定方法の変更

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて計上する方法によっていたが、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成25年経済産業省令第52号)が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により計上する方法に変更した。なお、この変更は有形固定資産等の費用配分方法の変更であり、会計上の見積りの変更と区別することが困難なため、遡及適用は行わない。

この結果、従来の方と比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ4,967百万円増加している。

また、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務の金額の算定に用いる支出までの見込み期間は、原子力発電設備のユニット毎に想定総発電電力量算定の基礎となる発電設備の見込運転期間から運転開始後の期間を差し引いた残存年数としていたが、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」の改正を受け、第3四半期連結会計期間より、見込

運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間から運転開始後の期間を差し引いた残存年数に変更した。

この結果、従来の方法と比べて、当連結会計年度末の資産除去債務及び原子力発電設備に含まれる資産除去債務相当資産はそれぞれ19,952百万円減少している。

(追加情報)

〔原子力発電設備に関する電気事業会計規則の変更について〕

平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成25年経済産業省令第52号。以下「改正省令」という。)が施行され、「電気事業会計規則」が改正されたため、同施行日以降は、原子力発電設備に原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理を要する固定資産を含めて整理することとなった。この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。

なお、この変更による影響はない。

(税効果会計関係)

〔法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正〕

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなった。これにより、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに解消が見込まれる一時差異等について、従来の33.2%から30.7%に変更されている。

この結果、繰延税金資産は2,537百万円減少し、法人税等調整額は3,058百万円、その他の包括利益は516百万円それぞれ増加している。

なお、繰延税金負債の減少額は軽微である。

## （セグメント情報等）

## 1 セグメント情報

## (1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社は、製品・事業活動の種類を勘案して区分した各セグメントから構成されており、「電気事業」、「エネルギー関連事業」、「情報通信事業」及び「その他の事業」の4つを報告セグメントとしている。

各報告セグメントに属する主要な製品・事業活動は以下のとおりである。

報告セグメント	主要な製品・事業活動
電気事業	電力供給
エネルギー関連事業	液化天然ガスの受入・貯蔵・気化・送出及び販売、電気機械器具の製造及び販売、電力設備の保守及び補修、発電所の建設及び保守工事、コンクリートポールの生産及び販売、発電所の環境保全関連業務、土木・建築工事の調査及び設計
情報通信事業	電気通信回線の提供、電気通信機器製造販売・工事及び保守、情報システム開発・運用及び保守
その他の事業	有価証券の取得・保有及び事業資金の貸付、不動産の管理及び賃貸、用地業務の受託

## (2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表の作成方法と同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。セグメント間の内部売上高は市場価格に基づいている。

## （退職給付に関する会計基準等の適用）

「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度の期首より、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に変更している。

これにより、従来の方法によった場合と比べて、「電気事業」のセグメント損失が540百万円減少している。

なお、電気事業以外の事業セグメントにおけるセグメント利益又は損失に与える影響は軽微である。

## （特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法の変更）

「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更」に記載のとおり、第3四半期連結会計期間より、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法を変更したことに伴い、「電気事業」のセグメントの当該資産の費用計上方法を同様に変更している。

これにより、従来の方法によった場合と比べて、「電気事業」のセグメント損失が4,967百万円増加している。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	電気事業	エネルギー 関連事業	情報通信 事業	その他の 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	1,406,218	65,997	60,732	12,970	1,545,919		1,545,919
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,121	94,637	33,849	14,310	144,918	144,918	
計	1,408,339	160,634	94,581	27,281	1,690,837	144,918	1,545,919
セグメント利益又は損失( )	312,666	2,578	7,600	2,477	300,010	581	299,428
セグメント資産	4,053,317	325,456	141,469	149,749	4,669,992	143,479	4,526,513
その他の項目							
減価償却費 (核燃料減損額を含む)	180,189	10,241	18,716	6,358	215,505	2,770	212,735
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	155,668	9,662	17,421	1,528	184,281	2,985	181,295

(注) 1 セグメント利益又は損失( )の調整額581百万円及びセグメント資産の調整額  
143,479百万円は、セグメント間取引消去である。

2 セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業損失( )と調整を行っている。

## 当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	電気事業	エネルギー 関連事業	情報通信 事業	その他の 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	1,633,023	78,150	65,841	14,137	1,791,152		1,791,152
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,805	92,856	23,907	13,004	131,573	131,573	
計	1,634,829	171,007	89,748	27,142	1,922,726	131,573	1,791,152
セグメント利益又は損失( )	121,615	10,367	11,342	3,266	96,639	818	95,821
セグメント資産	4,057,306	345,698	136,493	136,780	4,676,279	126,427	4,549,852
その他の項目							
減価償却費 (核燃料減損額を含む)	172,341	9,210	18,432	5,550	205,534	2,678	202,856
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	216,181	23,927	19,808	1,438	261,355	4,351	257,004

(注) 1 セグメント利益又は損失( )の調整額818百万円及びセグメント資産の調整額  
126,427百万円は、セグメント間取引消去である。

2 セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業損失( )と調整を行っている。

## 2 関連情報

前連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

### (1) 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、その記載を省略している。

### (2) 地域ごとの情報

#### 売上高

国内の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、その記載を省略している。

#### 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、その記載を省略している。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、その記載を省略している。

## 3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

重要性が乏しいため、その記載を省略している。

## 4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

重要性が乏しいため、その記載を省略している。

## 5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

該当事項はない。

当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

重要性が乏しいため、その記載を省略している。

## (1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
1株当たり純資産額	1,141.13円	1,005.42円
1株当たり当期純損失( )	702.98円	203.19円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式がないため記載していない。

## 2 算定上の基礎

## (1) 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額	557,799百万円	494,232百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	18,114百万円	18,699百万円
(うち少数株主持分)	(18,114百万円)	(18,699百万円)
普通株式に係る純資産額	539,684百万円	475,533百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	472,937千株	472,970千株

## (2) 1株当たり当期純損失( )

	前連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
当期純損失( )	332,470百万円	96,096百万円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る当期純損失( )	332,470百万円	96,096百万円
普通株式の期中平均株式数	472,942千株	472,946千株

## (重要な後発事象)

## 〔優先株式の発行〕

当社は、平成26年4月30日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」という。)において、株式会社日本政策投資銀行に対して第三者割当の方法により100,000百万円のA種優先株式(以下「本優先株式」という。)を発行することを決議した。

また、本優先株式を発行するため、本取締役会において、平成26年6月26日開催予定の定時株主総会(以下「本定時株主総会」という。)に、本優先株式の発行に伴う定款の一部変更に係る議案、及び本優先株式の発行に係る議案を付議することを決議した。

なお、本優先株式の発行は、本定時株主総会における上記の定款の一部変更に係る議案、及び本優先株式の発行に係る議案の承認が得られることを条件としている。

## 1 募集等の方法

株式会社日本政策投資銀行に対する第三者割当方式

## 2 発行する株式の種類及び数

A種優先株式 1,000株

## 3 発行価額

1株につき 100,000,000円

## 4 発行価額の総額

100,000,000,000円

## 5 資本金組入額及び資本準備金組入額

資本金組入額 50,000,000,000円(1株につき 50,000,000円)

資本準備金組入額 50,000,000,000円(1株につき 50,000,000円)

## 6 払込期日(発行日)

平成26年8月1日(予定)

## 7 資金の用途

本優先株式の発行により調達する資金については、その全額を、新規規制基準への対応等、当社の原子力発電所の安全性向上のための対策工事に充当する予定である。

## 8 本優先株式の特徴

本優先株式には、普通株式を対価とする取得条項又は取得請求権が付与されないため、普通株式の希薄化は生じない。また、当社株主総会における議決権も付与されない。

本優先株式には、払込期日の翌日以降、当社の判断により金銭を対価として取得できる取得条項が付与されている。また、本優先株式には、払込期日の翌日以降、本優先株式の株主が、所定の手続を経て、当社に対し、金銭を対価として取得することを請求できる権利が付与されているが、その行使には、本優先株式の引受けに関する投資契約により、一定の制限が付されている。

本優先株式の優先配当金は1株につき年3,500,000円である。

## 〔資本金の額及び資本準備金の額の減少〕

当社は、平成26年4月30日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」という。)において、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、上記「優先株式の発行」におけるA種優先株式(以下「本優先株式」という。)の発行の効力が生じることを条件として、その発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることを決議した。

1 減少する資本金の額

50,000,000,000円

なお、同時に行う本優先株式の発行により資本金が50,000百万円増加するため、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはない。

2 減少する資本準備金の額

50,000,000,000円

なお、同時に行う本優先株式の発行により資本準備金が50,000百万円増加するため、効力発生日後の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはない。

3 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第3項及び第448条第3項の規定に基づき株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替える。

4 日程

平成26年4月30日 本取締役会決議

平成26年6月30日 債権者異議申述公告日(予定)

平成26年7月31日 債権者異議申述最終期日(予定)

平成26年8月1日 効力発生日(予定)